

市民委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(1) 平成29年4月保育所民営化園の選定及び公設民営保育所の民設民営化について

資料1 公立保育所の平成29年4月民営化園の選定について

資料2 他施設と合築の公設民営（指定管理）保育所の民設民営化について

資料3 平成26年度途中開設及び平成27年度開設・定員増予定の認可保育所一覧

市民・こども局こども本部

（平成26年10月7日）



公立保育所の平成 29 年 4 月民営化園の選定について

1 平成 29 年 4 月民営化園の選定について

「川崎市行財政運営に関する改革プログラム」に基づき、また、「第 2 期川崎市保育基本計画」を踏まえ、将来的においても継続的な保育需要が見込まれる地域であること、建替え並びに譲渡の条件が整っていることを考慮し選定した。

2 民営化 5 園の手法及び概要について

(1) 民営化の手法

- ① 建替えによる民営化：近隣の土地に仮設園舎を建設し、公立保育所として運営している間に、社会福祉法人等により新設保育所を建設し、民営化を図る。
- ② 譲渡による民営化：現園舎を社会福祉法人等に譲渡したうえで、民営化を図る。

(2) 平成 29 年 4 月民営化園の概要

No.	区	園名	計画概要	備考
1	川崎区	渡田 (S42年築)	手法：建替え 仮設園舎の場所：市有地 定員：120人⇒130人(10人増)	概要 1 参照
2	高津区	橘 (S59年築)	手法：譲渡 定員：60人	概要 2 参照
3	宮前区	向丘 (S41年築) 向丘乳児 (S41年築)	手法：建替え 仮設園舎の場所：民有地 定員：60人 35人 ⇒120人(25人増)	概要 3 参照
4	多摩区	東中野島 (S51年築)	手法：建替え 仮設園舎の場所：民有地 定員：120人⇒130人(10人増)	概要 4 参照

(3) 保育サービスの拡充

7時から20時までの長時間延長保育の実施（全園）

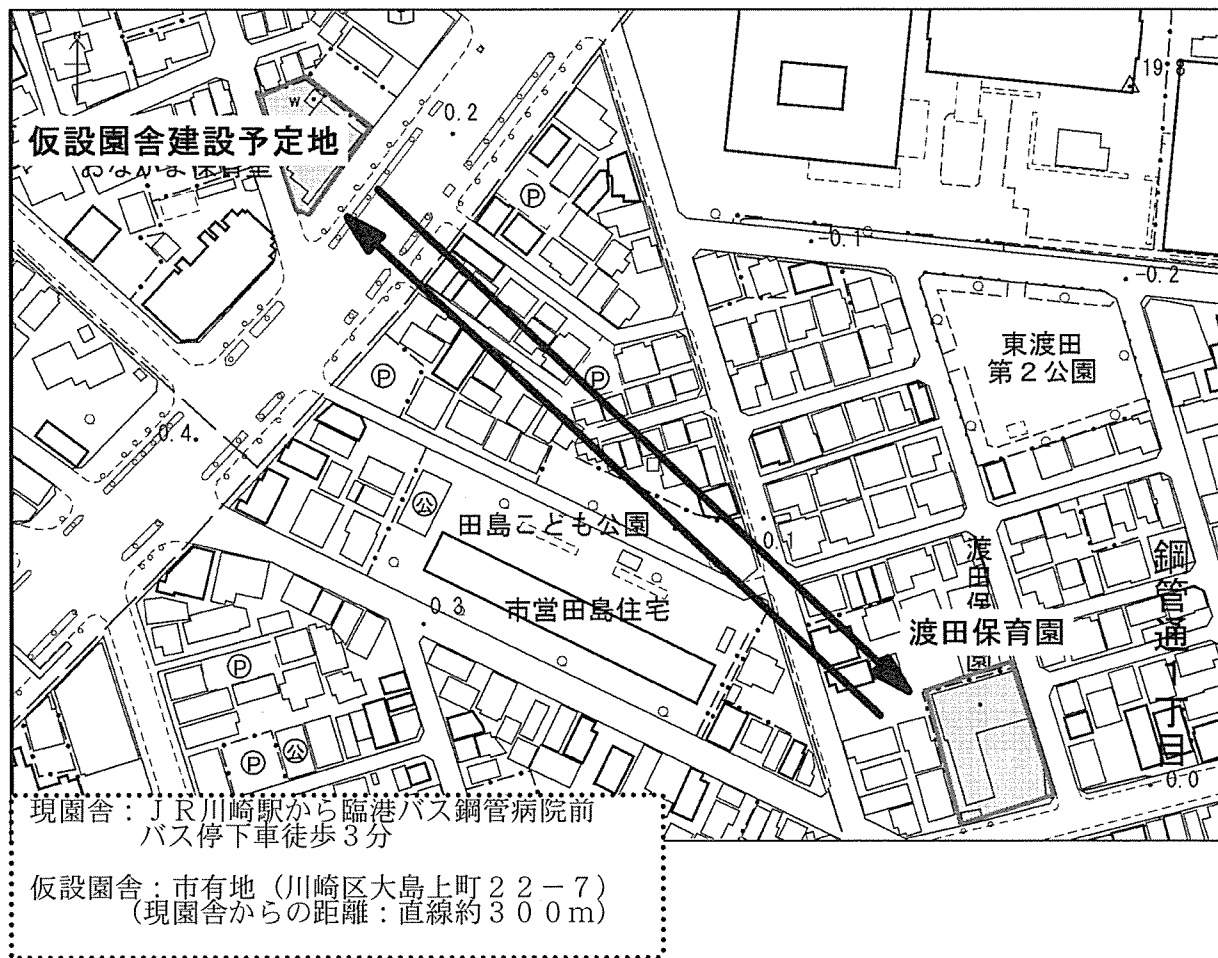
3 民営化に向けた主なスケジュール

- (1) 平成 26 年 10 月 市民委員会「平成 29 年 4 月民営化園（5 園）」選定報告
当該保育園保護者へお知らせ
- (2) 平成 26 年 11 月～ 当該保育園保護者説明会開催（定例的に開催）
- (3) 平成 27 年 4 月～ 9 月 設置・運営法人の募集、選定
- (4) 平成 27 年 9 月～ 設置・運営法人と民営化移行に向けた協議等開始
- (5) 平成 28 年 3 月 仮設園舎へ移転
- (6) 平成 28 年 6 月 当該保育園廃止議案提出
- (7) 平成 28 年 10 月～ 現保育園職員と設置・運営法人職員との共同保育開始
- (8) 平成 29 年 4 月 1 日 新園舎へ移転、運営移行（民営化）

※橘保育園については、(5) 仮設園舎へ移転、及び (8) 新園舎へ移転はない。

渡田保育園〔建替えによる民営化〕計画

- 1 住 所 川崎区鋼管通1-11-4
- 2 敷地面積 1,041.88㎡
- 3 定 員 【現 行】120人
⇒【民営化後】130人
- 4 実施する保育サービス
7時から20時までの長時間延長保育
- 5 【案内図】

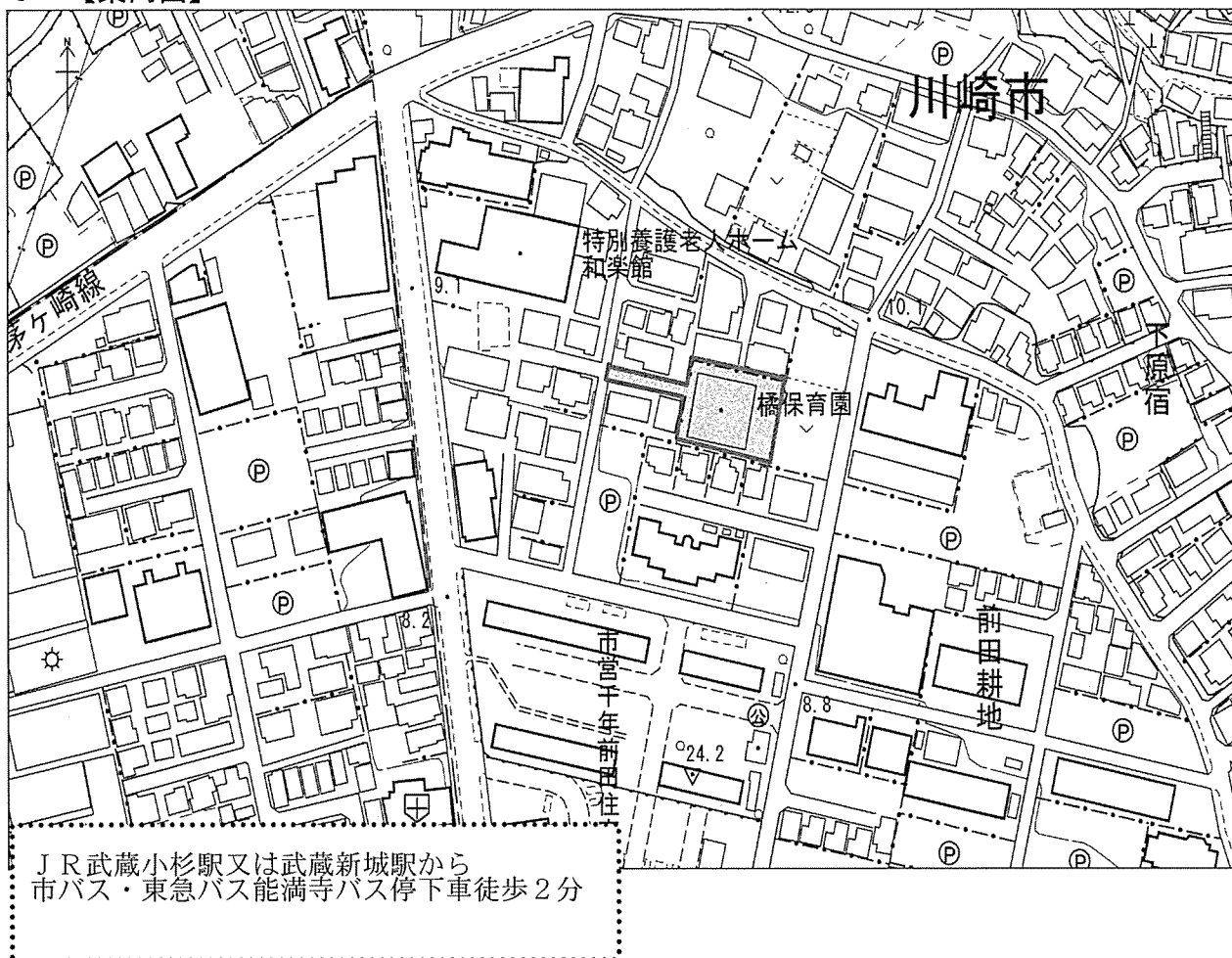


平成27年11月	～平成28年3月	仮設園舎建設
平成28年3月	～平成29年3月	仮設園舎への引越し →仮設園舎での運営（市営）
平成28年4月	～6月	旧園舎解体・撤去
平成28年9月	～29年3月	新設園舎建設（民設）
平成29年4月1日		新園舎での運営開始（民営）
平成29年4月	～5月	仮設園舎解体・撤去

橋保育園〔譲渡による民営化〕計画

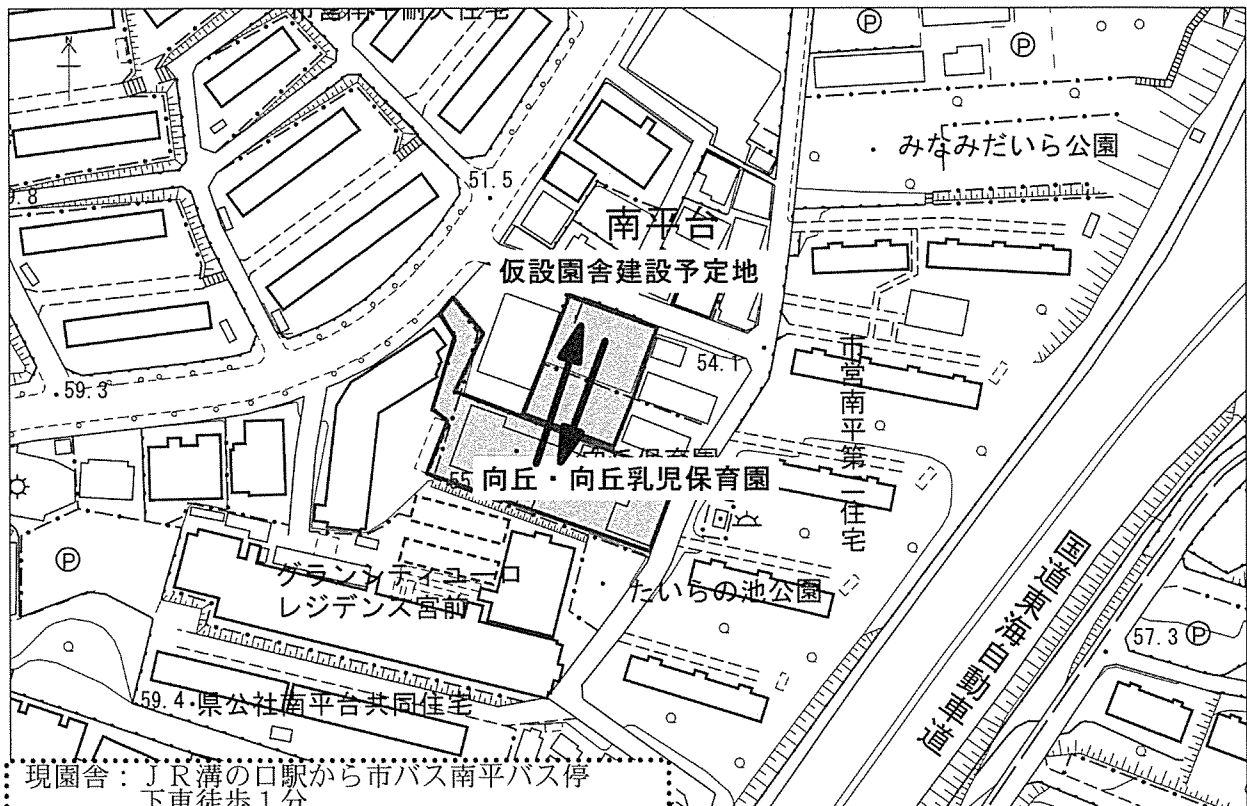
- 1 住 所 高津区千年107
- 2 敷地面積 836.34㎡
- 3 定 員 60人
- 4 実施する保育サービス 7時から20時までの長時間延長保育

5 【案内図】



向丘・向丘乳児保育園〔建替えによる民営化〕計画

- 1 住 所 宮前区南平台 4-2
- 2 敷地面積 1,740.60㎡
- 3 定 員 【現 行】向丘保育園 60人、向丘乳児保育園 35人
⇒【民営化後】120人
- 4 実施する保育サービス
7時から20時までの長時間延長保育
- 5 【案内図】



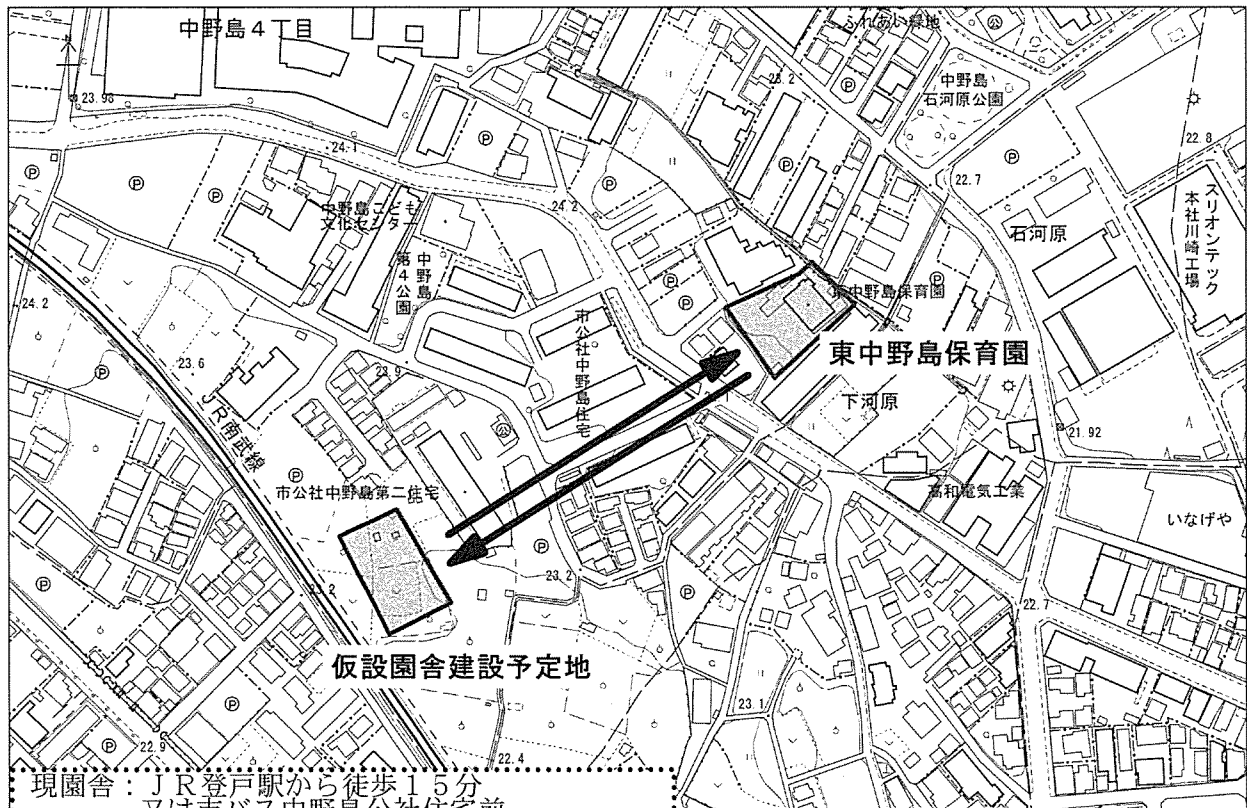
現園舎：JR溝の口駅から市バス南平バス停
下車徒歩1分

仮設園舎：民有地（宮前区南平台660-1外）
（現園舎からの距離：隣接）

平成27年11月	～平成28年3月	仮設園舎建設
平成28年3月	～平成29年3月	仮設園舎への引越し →仮設園舎での運営（市営）
平成28年4月	～6月	旧園舎解体・撤去
平成28年9月	～29年3月	新設園舎建設（民設）
平成29年4月1日		新園舎での運営開始（民営）
平成29年4月	～5月	仮設園舎解体・撤去

東中野島保育園〔建替えによる民営化〕計画

- 1 住 所 多摩区中野島4-4-15
- 2 敷地面積 1,500.57㎡
- 3 定 員 【現 行】120人
⇒【民営化後】130人
- 4 実施する保育サービス
7時から20時までの長時間延長保育
- 5 【案内図】



現園舎：JR登戸駅から徒歩15分
又は市バス中野島公社住宅前
バス停下車徒歩1分

仮設園舎：民有地（多摩区中野島4-1497
外）
（現園舎からの距離：直線約300m）

平成27年11月～平成28年3月
仮設園舎建設

平成28年3月～平成29年3月
仮設園舎への引越し
→仮設園舎での運営（市営）

平成28年4月～6月
旧園舎解体・撤去

平成28年9月～29年3月
新設園舎建設（民設）

平成29年4月1日
新園舎での運営開始（民営）

平成29年4月～5月
仮設園舎解体・撤去

橋保育園の民営化における譲渡方式活用の考え方

1 譲渡方式活用の理由

民営化を図る平成29年4月時点で築後33年目となるが、現園舎の状況を勘案し、民営化後10数年程度は、引き続き建物を良好に使用できると考えられるため。

2 財産の具体的な移管内容

①建物・工作物

建物及び工作物は現況有姿での有償譲渡とし、譲渡価額は社会福祉法人が保育所を整備する場合の割合(市・国負担3/4、法人負担1/4)に準じて、建物及び工作物の不動産鑑定評価額に1/4を乗じたものとする(川崎市財産条例第5条第2項)。

②土地 普通財産の無償貸付とする(川崎市財産条例第6条第2号)。

③備品 現況のまま譲与する(川崎市財産条例第9条第1号)。

※建物・土地等については、保育所用途以外に使用しないよう条件を附す。

3 譲渡前の修繕について

建物・設備等に破損箇所がある場合は、譲渡先法人と協議のうえ川崎市が修繕工事を実施する。

4 譲渡先法人の募集について

譲渡先は基本的に、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人とする。

理由① 公立保育所の民営化は、現園の保育基準・指針など現状の保育を着実に引き継ぐことを民営化後の運営条件としていることから、建替え民営化の場合と同様の応募資格とすることが適当であるため。

理由② 譲渡価額の減額、将来の建替え時の施設整備費補助のしくみ・条件が、法令及び条例で既に整備されているため。

5 譲渡民営化のプロセス

建替え民営化と同様に、民営化の公表後、約2年半後に譲渡民営化を実施する。

理由 譲渡先法人との円滑な引継ぎを担保するため、法人職員の採用に十分な期間を確保する必要があるため。

民営化3年前	民営化2年前	民営化1年前	民営化年度
●10月頃公表	●4月法人募集 ●9月法人決定		●4/1 民営化園開設
← 保護者説明会・主者会議の実施 →			
■法人職員採用			
← 引継保育の実施 →			